

声 明 文

私ども国民新党は、4月5日18:15から開催された議員総会において、党代表を亀井静香衆議院議員から自見庄三郎参議院議員に変更することを決定しました。

本日の議員総会は8名中6名の要請により開催され、有効であることを確認し、議事を進めました。

この国の重要な政治の局面において、東日本の復旧復興、経済の活性化、外交・安全保障など政治課題の山積する中、民主党との連立政権のもとで役割を果たしていきたいと考えております。

また、明日より予定されている我が党の一丁目1番地である郵政法案の成立に向けて、国民新党の結党の精神に基づき、全力を尽くして参ります。

平成24年4月5日

国民新党代表 自見庄三郎

国民新党綱領

1. (権力の暴走を止める)

日本の未来は、真に自由で民主主義的な国家を維持できるかどうかにかかっています。私たちは、独裁的な強権政治を排除し、議員1人1人の自由な議論を通じ、断固として議会制民主主義を守ります。

2. (国民の安心と安全を守る)

日本は、人々の助け合いを基本とした共生社会として発展してきました。私達は、極端な市場原理主義やグローバリゼーションの名の下で強者が弱者を支配する社会ではなく、日本の伝統や文化を生かし、すべての人々の生活を守る安心と安全の社会を築きます。

3. (世界の平和を守る)

日本の平和は世界の平和、とりわけ日本をとりまく国々が平和であってこそ成り立ちます。友好関係の構築に勝る安全保障はないとの観点から、世界平和を守ります。

国民新党党則

わが党は、多様な意見を尊重し、民主主義のルールを守り、真に国民本位の政治を実現することにより、平和で、国民の誰もが安心して暮らせる日本を造ることを目指す政党である。

この党の理念を実現するため、本党則を定め、組織と活動の強化を図り、もって党運営の規範とする。

第1条（名称）

本党は、「国民新党」と称し、本部を東京都に置く。

第2条（目的）

本党は、党の綱領・規約等に掲げる政策を実現することを目的とする。

第3条（黨員）

本党は、本党の目的に賛同し、所定の手続を経た者を黨員とする。

第4条（役員）

本党に、代表、幹事長及びその他の役員を置く。

2 代表は、党の最高責任者であって、党を代表し、党務を総理する。

3 幹事長は、代表を補佐し、党務を執行する。

第5条（地方組織）

一定の地域等を単位として本党の地方支部を置く。

第6条（会計）

本党の経費は、党費、政党交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 黨員は党費を負担するものとし、その額は年額1,000円とする。

第7条（会計年度）

本党の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8条（事務局）

本党の業務を処理するため、本部事務局を設け、必要な職員を置く。

第9条（改正）

本党則の改正は、所屬する国会議員の総会において決定する。

附 則

本党則は、平成17年8月17日から実施する。

一部改定 平成17年11月28日 （党費3,000円から1,000円）

国民新党規約

第1条（名称・所在地）

本党は、「国民新党」と称し、主たる事務所を東京都に置く。

第2条（目的）

本規約は、本党の綱領等に掲げる政策を実現するために、所要の事項を定める。

第3条（党员）

本党は、本党の綱領等に賛同する者をもって組織する。

第4条（役員）

本党に次の役員を置く。

代 表

幹事長

その他

第5条（役員の選出）

役員は、所属する国会議員の総会において選出する。

第6条（地方組織）

本党に地方支部を置く。

第7条（会計）

本党の経費は、党費、政党交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第8条（会計監査）

本党に会計監査を置く。

第9条（補則）

本規約の改正は、所属する国会議員の総会において決定する。

附 則

本規約は、平成17年8月17日から実施する。